

特集

母子の 包括的支援



子育て世代包括支援センターの全国展開を前に

昨年改正された児童福祉法および母子保健法が本年4月から完全施行される。改正法では、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターの法定化や、児童虐待防止に向けた市町村および児童相談所の体制強化などが打ち出された。これらの意味やねらいとともに、保健師による母子保健活動への影響や、保健師に求められる役割の広がりや深まりについて考える。

- 児童虐待予防を踏まえた母子保健活動に必要な視点とは
法改正を受けて、変わらないものと変わるもの
- 子育て世代包括支援センターの整備に向けた情報提供
保健師の役割の核となる「連携強化」とは
- 児童福祉と母子保健をつなぐ市町村保健師に期待する役割
- 早期からハイリスク妊婦に保健師が関わる仕組みを実現
高槻市の取り組み
- 文京区版ネウボラ事業における包括的母子支援
文京区の取り組み
- 市町の母子保健体制充実に向けたきめ細かな支援
兵庫県の取り組み